

# 資料1 新潟県における平成20年度災害復旧事業予算の主な内訳 (平成20年に発生した災害に係るもの)

## 【県工事分】

(単位:千円)

	補助事業費 (A)	工事費 (B)			事務費 (E)	市町村監督事務費交付金 (F)
		本工事費等 (C)	工事雑費 (D)			
事業費	3,556,550	3,495,550	3,443,892	51,658	61,000	4,131
国費	2,643,310	2,597,974	2,559,581	38,393	45,336	4,131

●  $(D + E) / A = 0.0317 = 3.17\%$

## 【市町村工事分】

(単位:千円)

	補助事業費 (A)	工事費 (B)			事務費 (E)
		本工事費等 (C)	工事雑費 (D)		
事業費	275,420	264,225	260,378	3,847	11,195
国費	189,627	182,020	179,382	2,638	7,607

●  $(D + E) / A = 0.0546 = 5.46\%$

- ・工事雑費:(現場工事事務所等における)人件費、旅費など
- ・事務費:(本庁における)人件費、旅費など
- ・本工事費等:本工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費など
- ・市町村監督事務費交付金:公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第十三条第一項の規定による事務を行うために必要な経費

【参考】 《公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第十三条第一項》  
 国が市町村に対して交付する災害復旧事業費の負担金の額の算定、交付及び還付並びに災害復旧事業の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより都道府県知事が行う。